

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和4年6月24日（金）
開会 9時30分
閉会 10時26分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘
次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、
次長（育成支援・社会教育担当）中川実、次長（研修担当）水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆
教職員課 課長 野口慎次、班長 若宮一哉、主査 佐宗満、
主査 藤森崇史、主査 鈴木良典
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、係長 水谷紀子、
充指導主事 上村峰生
小中学校教育課 課長 遠藤雅典、充指導主事 浅井祐治
特別支援教育課 課長 早津俊一、課長補佐兼班長 遠藤純子、
充指導主事 前川慶
保健体育課 課長 奥田隆行、課長補佐兼班長 横山勝規、充指導主事 南亘、
充指導主事 天白喜啓
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、主幹兼係長 増井郁美
文化振興課 課長 川口晃

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願 3	部活動改革の推進に関する請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第21号	教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案	原案可決

議案第 2 2 号	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 2 3 号	三重県地方産業教育審議会委員の任免について	原案可決
議案第 2 4 号	三重県総合博物館協議会委員の任免について	原案可決
議案第 2 5 号	三重県立美術館協議会委員の任命について	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 5 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について
報告 2	令和 4 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について
報告 3	第 104 回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について
報告 4	令和 5 年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程 ・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

8 審議の概要

- ・開会宣言
木平芳定教育長が開会を宣告する。
- ・会議成立の確認
5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。
- ・前回審議事項（6 月 7 日開催）の審議結果の確認
前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。
- ・議事録署名者の指名
栗須委員を指名し、指名を了承する。
- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第23号から議案第25号は人事に関する案件であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願3、議案第21号、議案第22号を審議し、公開の報告1から報告4の報告を受けた後、非公開の議案第23号から議案第25号を審議することを決定する。

・審議事項

請願3 部活動改革の推進に関する請願について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

請願3 部活動改革の推進に関する請願について

請願について別紙のとおり提出する。

令和4年6月24日提出 三重県教育委員会教育長

まずは3ページをご覧ください。こちらが請願書になります。請願者は、先ほど紹介があったとおりです。

「1 請願の要旨」では、「部活動指導員の設置の徹底を行うこと」と、「部活動の地域化の早期実現を行うこと」の2点を求めています。

「2 請願の理由」ですが、1点目につきましては、4段落目の1行目から3行目にかけて、部活動指導を希望する教職員だけで必要な人員数を賄いきれないのであれば、その分に関して部活動指導員の設置を確実に行うことが必要であると記載されています。

2点目につきましては、5段落目の3行目から4行目にかけて、部活動の地域化は、週休日に限ったものではなく、完全なる地域化であり、それを早期に実現することが必要と記載されています。

それでは、1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対して、教育長の意見を、一番右の欄に記載してあります。

1点目につきましては、県教育委員会は、子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、公立中学校と県立学校に部活動指導員、県立学校に運動部活動サポーターを配置しています。部活動指導員の配置については、公立中学校、県立学校ともに、段階的に拡充してきたところです。

また、各地域によって実情が違い、人材の確保が困難な地域があることから、全ての学校の希望状況に即して、専門性を有する部活動指導員を設置するには、さらなる人材の確保や、部活動指導に適した人材の育成など、段階的に進めていく必要があります。

2点目につきましては、県教育委員会は部活動のあり方検討委員会を設置し、持続可能な部活動について協議をしているところです。

中学校については、休日の部活動の段階的な地域移行について、令和3年度から3市町4中学校をモデル校として、実践研究を行うなど、令和5年度から段階的な地域移行の開始に向けて市町教育委員会と連携して取組を進めています。

国の方向性では、平日の部活動の地域移行について、休日の部活動の地域移行の進捗状況を検証し進めることとされています。

また、高等学校については、部活動への参加を学校の特色としていたり、部活動をもとに進路選択した生徒が参加したりしており、中学校とは異なる状況にあることから、学

校の実情に応じて運動部活動の改善に取り組むことが望まれています。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願3はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第21号 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案（公開）

（野口教職員課長説明）

議案第21号 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年6月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは2ページをご覧ください。1番の廃止理由です。教育職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止に伴い、更新に係る手続や様式を定めた規則を廃止するものです。

施行期日は令和4年7月1日としております。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第21号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第22号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（野口教職員課長説明）

議案第22号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年6月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは16ページで説明をさせていただきます。これが要綱となっております。

1番の改正理由です。冒頭で申し上げたように、教員職員免許法の一部改正による教員免許更新制の廃止等に伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容は、教育職員免許法の項番号の繰り上がり等に伴い、所要の改正を行うとともに、教員免許更新制に関する規定等を削除するというものです。

それから(2)ですが、教員免許状の授与を受けようとする場合に必要な在職年数についての勤務経験の対象が拡大されました。例えば、中学校の免許所有者が、小学校免許を所有しようとする際に、改正前は中学校の年数でしかカウントされなかったんですが、法改正後は小学校での勤務経験もカウントできるようになりました。このような改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

(3)として、その他規定を整理します。施行期日は令和4年7月1日です。以上です。

【質疑】

教育長

議案第22号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について（公開）

（野口教職員課長説明）

報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

それでは次のページをお願いいたします。今回の採用選考試験の申込状況は次のとおりであります。令和4年度の採用の欄が右の方にありまして、令和5年度の採用が左の方にあります。

令和4年度採用の時には、倍率が合計のところを見ていただきますと真ん中ぐらいにありますが、右から3番目のところで5.1倍で、令和5年度の方は左の方になりますが、4.6倍ということで、少し下がっているような状況です。

申込者数の増減から言うと261名の減となっております。それを校種別や選考種別に表した表です。

そして次のページが、校種・教科等別の申込状況となっております。それから、3ページがこれまでの過去の採用選考試験の実施状況の人数を表したものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

3ページを見せてもらおうと、やはり申込者がかなり急激に下がってきている。私らも連合会とか出してもらっていて、他府県はすごく対応されてる中で、三重県の教育としていつもしゃべることは、うちはそんなにという感じやったんですけど、ちょっともうこれは大きな波が来つつあるのかなと読んでいいんですかね。

逆に言うと、その波が来る前に何か対策をせなあかん。例えば山梨みたいに、学生支援機構の奨学金をもらっている人の立て替え払いをすとかそういうことを聞いたんですけど、そういう東北やもっと地方と言うか、うちらみたいな首都圏の近いところの地方じゃないところのエリアのような対策というのは、今後考える必要があると見ていっていいんですかね。この人数を見ると、かなり減ってるなと感じるんですけども。

野口課長

確におっしゃるとおりです。これまでは三重県は上位の5位に入るとか、かなり良い状況だった。他の県の減少に比べると減少幅が少ない状況だったんですが、おっしゃるように、今年度から三重県も減ってきた状況です。特にこれを分析してみますと、小学校の講師が、昨年度より128名減少になっております。講師の数自体は、今働いている方そんなに変わってませんので、なぜそんなに減ってきてるかって言うと、講師の方が高齢化してるってということもありますし、今まで全国的にそうなんですけど、三重県でも講師の方を正規職員として採用しているということもあって、そういう講師の方のうち、受けに来る方が少なくなっているっていう現象が1つあります。

それから学生の方も、ある程度少子化っていうこともありますし、減少というのがある状況です。これから教員養成の大学別に、数字も分析してみて、その上でどういった対策を練っていったらいいかということも、大学の関係者の方々と話し合いもして、取組も考えていきたいなと思っております。

大森委員

私は大学教員なので送り出す側というか、大学の受験者数も大幅に変わってきていまして、あまり良い評価基準になるのか分からないですけど、例えば河合塾さんが出してる大学受験ランキングでは、今年は大幅に東日本に集中してしまっていて、西日本の関関同立が大幅に下がってきているんです。

関関同立ですら55、52.5で南山、中京、愛知の辺りと関関同立が並んで産近甲龍がその下に来るような状況の学部構成があったりしてですね、大学進学者が一極集中で東京

に流れている中で、うちは三重大と皇学館大学の志願者をどう作っていくか。かつ西日本の進学者がすごく減っているというのが読み取れるので、その辺の地殻変動っていうのも見てもらった方がいいのかな。

要するに大学生がいなければ、教員免許が出せませんので、その辺の地殻変動がかなり今回ちょっと大きく、今の高1からは学習指導要領が変わって受験が変わりますので、さらに進学状況が変わるっていうこともあって、かなり危機感を大学も持っています。なので今までもやってもらった教員採用キャンペーンを高校生にやってもらってるんですけど、それが学習指導要領が今回変わって受験科目が変わりますので、数学とかあるいは英語と理科は変わらないですけど、国語が変わってくる。そういったものが変わってくると共通テストの出題とかそういうのも変わってくるので、そうすると進学者の変化があって、現状を見ると変わってくるとなると、さらにこれ減るのではないかなと。先生になるというか、そういうこともあると思うのでその辺の高校生を含めた、大学側からちょっと見てもらった方がいいのかなというふうな意見をさせていただきます。

富樫委員

やはり私も学生たちを見て、大分質が変わってきたなど、教員の希望が少なくなってきたところも感じて、やはり高大連携とかですね、高校の段階で教員になりたいと思ってる高校生に、サポートしたりとかですね、そこでモチベーションを保ってもらってしっかりと。やはり受験の競争で負けてしまうようなところがあってですね、本当は教員になりたいんだけど、例えば三重大に入れないとかですね、そういうことも出てきていると思いますので、それは私も感じています。

北野委員

保護者的な立場から申し上げますと、私たちも全ての保護者がそうと言うわけではないと思うんですけど、やはりその教職の先生方って、結構保護者との関係と言うんですかね、モンスターペアレントみたいなそういうことで、先生ってすごく大変な仕事やなっているのを感じてる子達も結構いると思うんですね。やはり口々にポロっと先生方も「先生大変やよ」っていうようなことを子どもさんに言われる先生方もみえて、実際私たちもそういうことを耳にしたりとか私もPTAの仕事をしてた時に、いろいろお話をさしてもらって、もうちょっと保護者が変わらないといけないなっていう部分も結構感じてきたところがあって、今その残業とかそういう面では、先生たちの働き方改革とかいろいろされてるんですけども、保護者との関わり方とか子どもさんの数が少ないだけ、昔と比べて1人だったりとか2人だったりとかすると、どうしてもその子に保護者の目が行っちゃうので、どうしても何かあるとすぐ学校に言いに行ったりとかで、学校の先生方もちょっと何かあると体罰とかいろいろ言われてしまうところがあって、先生方も自由に伸び伸びと子どもたちを教えていただくことっていうのが難しくなってきたのかなあとあって、何かそういうところをもっとこう先生たちが先生って楽しい仕事だよっていうところを、もう少し小学校、中学校からでも子どもたちにこう教えてもらえると、結構小学校とかって、学校の先生になりたいな、保育園の先生になりたいなっていう子っていると思うので、そういうところから、もう少し先生の仕事って良い仕事だなって

思えるような何かを考えて行かなくてはいけないのかなって思います。

栗須委員

学校の先生のお給料を上げてくださってという声は、国の方に毎年と言うか、頻繁に上げてらっしゃるんですか。それと同時に三重県独自の先生に対する手当を受けるってというのはやっぱり難しいんでしょうね、予算があるので。

野口課長

給特法っていう法律で決まっております、給料プラス4%の教職手当、調整手当というのがあります。

栗須委員

やはり先生のお給料が安すぎると思います。もっと高くてもいい。そこにプライドも生まれてくると思うし、本当は三重県にもっとお金があったら先生に手当をどんと付けるっていうのも、許されるかどうかは分かりませんが、やはりそのお給料っていうのも、大きな問題だと思います。もちろん先生っていう職業を目指したいっていう教育をしていくというのも大切なところだと思いますけど、それ以上にこんなに給料をもらっていいのかな、というくらい本当は予算が付くといいかなと。やはりそれは難しいんですかね。国の法律ですよ。

教育長

昭和40年代ぐらいですかね、教員の人材不足っていうのが、当時の団塊の世代とかベビーブームとかで、子どもが増えて教員がいるという時期に、中々ないという時に、教員の人材を確保するという法律ができて、そこには一般の公務員より教員の部分の給与額が一定高いという法律上のそういうふうな枠組みというものもなされて、その中でですね、今も来てるんですけども、その間給料以外の諸手当っていうのも一部見直されつつあって当時よりも今の方が、相対的な水準というのは少し当時に比べると下がってるんじゃないかなというふうに思います。一方で、教員は時間外を命じれるのが限定されてるといのは法律上あって、それは教員が本当に自主的に自分で勉強して子どもたちのためについていう部分と、もう少し自分がやろうかなというところの、あるいは夏休みがあったり昔でしたらですね、4月はものすごく忙しいけれども、研修とかがあるということで、当時昭和40年に時間外を調べてそれに見合う時間外相当の額が給料月額4%ですけども、今の時間外労働の時間にするとそれは全然見合っていないところがございます。

栗須委員

そうですね。

教育長

そういう中で、在校等勤務時間とそれから給料とその全体を見ると、やはりその辺り

に課題があるんじゃないかということですね、いろいろな指摘もされて、国の方でもそのところをずっと議論されてるんですけども、そこをどうするかっていうことも、今全国的に人材が少ないという状況があって、この前の文部科学大臣もその部分の議論ということも、置いとくってことではなくて考えていこうっていうことは言ってみましたので、我々もその辺りっていうのはしっかり県です、教育委員会の予算が千何百億で、9割ぐらいが人件費ですので、その単価の部分の中々継続的にというのは、正直難しいところがあります。

ということと、一方で人数の面もですね、今いろいろな需要があって、少人数学級や特別支援も含めているということで、人数の面である程度の県独自の部分というのはさせていただきますんですけども、単価の給料的な部分ではですね、なかなか難しい。

栗須委員

そうですね。これはでも、企業なら必ず時間外であれば2割5分増し、それが深夜に及んでいくとさらに2割5分増しと。

教育長

そうですね、ペナルティという形ですよ、それは。

栗須委員

これをしっかりと国が変えてもらわないと、ここの根本的な部分は、子どもたちの教育のためにある程度先生犠牲になってくださいっていうのは求めたいところだし、持っておいてほしい部分ですが、働くということに対しての、いわゆるそのお給料というところは、やはり犠牲はあってはならないと思うんですね。安すぎますよね。もっと上げたら来るよね、三重県だけでも。

大森委員

ただ、そうすると賃金競争になってしまって逃げられてしまう可能性も。

教育長

あと、受験者の受けていただく努力というのはですね、ちょっとここ数年確かに、足踏みを申し訳ないけどしてると思います。以前は、例えば30歳までとか受験年齢を制限していたんです。全国的にそうだったんですけど、それはおかしいですし、ベテランの方が入ってもらったらいだけで。三重県は割と早くに年齢制限を撤廃したり、よその県で活躍してる人が三重県を受ける時に一次試験の一定数を免除とかですね、そのようなことはしてたんですけども、最近ちょっとそういった部分の見直しとかいろいろな工夫が少しよその県の方が進んでるのかなというのが正直ありますので、さっき教職員課長も言いましたけれども、小学校は780人しか受けてもらえないというのは、本当に今までに比べると非常に厳しい状況だと思いますし、個別の大学はあれですけども、現役の大学4年生なりがですね、受けられるのがちょっと減ってるっていうかかなり減ってるという大学もありますので、そういうところは、やはりなぜ選ばれなかったのか

というのは、もう少ししっかり確認をしながら、課題に応じた、さきほど北野委員がおっしゃったような、もっと教員のやりがいとか楽しいとか、大変なところはこういうふうクリアしていくとかっていうことも、きちんとせなあかんと思いますので、教職員課の方では、昨年に続いて委員さんからの厳しい指摘もありますので、今回きっちり分析もして、対応をこんなふうにするということをしかりして、もう1回どこかで報告をしてください。

大森委員

さっきの学習指導要領が変わって大学受験が変わるっていうことで、まあ2年前ルールなのでまだ公表はしてませんが、情報の試験科目の導入があって、2年前ルールでどうなるのか分からない。確か阪大と九工大か九大どっちかしかまだ公表してませんが、2名の採用ということなんですけど、これ進学校で情報の受験科目に入った時に、これで今の情報の教員数で対応できるということでもいいんですかね。要はかなり情報の先生自体がめちゃくちゃ少なくて、全国的にもえらい足らなくて数学や理科の先生が臨時免許で対応してるっていう現状が、さっきの働き方じゃないですけど、ちょっとこれで人数いいのかなと思ったりしたんですけど、その辺大丈夫ですか。

野口課長

この前、委員がおっしゃられるように新聞も出てて、県によって情報の教員が少ないんじゃないか、特に共通テストで科目化されるのでっていうことで心配というような声があったと思うんですけども、我々それでちょっと今の状況見てみたらですね、小規模校とか定時制の学校は別としますとですね、情報の免許を持った教員によってですね、ちゃんと授業ができるということです。あと小規模校とか定時制についてはですね、免許外申請だとかで、対応はさせていただいておりますので、今のところ三重県についてはですね、情報の教員が数的に足りないというふうな状況ではないということです。

大森委員

それならそれでどんどん公表してもらった方が、親の方が多分どうなるんやって心配があるので、学校選択にも影響してくると思うので、本当になるべく早めに情報の教員については三重県は足りてる、だから公立については情報教育ちゃんとできてるっていうことは、早く公表してあげないと。どの時でもそうですけど、大学・高校受験が変わる時の親っていうのは、本当にメンタル的に心配でしょうがないから、色々なことを考えてデマでも信じてしまうということは、普通よりも起こりやすいので、その辺は早くリリースして、言ってもらった方がいいのかなと思います。

野口課長

また検討させていただきます

教育長

栗須委員おっしゃっていただいたことは、我々ももう一回また改めてですね、これま

での取り扱いももう一回整理しながらですね、文部科学省の方もさっき申し上げたように、今までよりももう少し踏み込んで検討が必要と言ってますので、我々もそこを待ってるだけじゃなくて、もう少しどんな状況かを、地方の状況とかですね、現場の状況もきちっと伝えながら、前に進むようにやっていきたいと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告 2 令和 4 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（遠藤小中学校教育課長説明）

報告 2 令和 4 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和 4 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。令和 4 年 6 月 24 日提出 三重県教育委員会事務局小中学校教育課長
資料 1 枚めくっていただきまして 1 ページをご覧くださいませるか。

令和 4 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会が令和 4 年 5 月 27 日に行われました。本年 4 月に、この教育委員会定例会において承認いただきました 20 名の委員のうち、三重大学の教育学部長伊藤信成委員が会長、津市立橋北中学校長花岡みどり委員が副会長に選出された後、令和 5 年度採択に向けた、三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について諮問をいたしました。3 ページに諮問文を掲載しておりますので、お時間ある時にご覧いただければと思います。

当日は事務局から教科書採択の制度や法的根拠、教科用図書選定審議会の位置付け等について説明を行った上で、諮問についての審議を行っていただきました。審議の内容は、2 ページにまとめております。

当日は事務局から学習指導要領の内容に沿って作成したものを案としてお示ししましたけれども、委員から 2 ページの隅付き括弧の 2 つ目ですけれども、平成 31 年度の調査実施項目にあった、「論理的思考」について、いずれかの項目に残してはどうか、やその隅付き括弧の最後ですけれども、教科書の内容の配列についての特徴というのは、教科書の学年の系統性を考えたときに大事にしたい部分であると考え、などの意見が出されまして、調査実施項目の方向性に明示をしていくこととなりました。

また、その他質問として、「今日的課題への配慮」というのはどのようなことを意味しているのか、ある程度具体例を示した上で、調査に当たる方がよいのではないかとといった意見も出されまして、事務局から回答いたしますとともに、来年度の採択にあたって適切に取り扱うことといたしました。

最終的な文言の決定については、会長に一任をされ、その後審議の結果として、資料の 4 ページと 5 ページにあります資料 2 の令和 5 年度採択に向けた三重県教科用図書選定審議会調査員（小学校調査員）の調査実施項目の方向性について、が答申として会長から教育委員会に提出をされました。

以上報告いたします。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

報告3 第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について

第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について、別紙のとおり報告する。
令和4年6月24日提出 三重県教育委員会事務局保健体育課長

1ページをご覧ください。本大会につきましては、7月8日金曜日から7月27日の水曜日にかけて、四日市市営霞ヶ浦球場、松阪市のドリームオーシャンスタジアム、津球場公園内野球場、ダイムスタジアム伊勢の4会場にて実施されます。

日程が順調に進みましたら、決勝戦は27日に四日市市営霞ヶ浦球場で行われることになっております。

開会式につきましては、これまで2年間新型コロナウイルス感染症拡大により実施が見送られてきました。今年は、開会式自体を簡素化して感染症対策を講じた上で、3年ぶりに実施されることになりました。開会式での選手宣誓は、名張高校の中山拓海主将が行います。大会の観戦につきましては、今年は従来通り、部員、学校関係者、保護者、学校応援者と、一般の方も入場ができます。

またスタンドの応援につきましては、声出しの応援は禁じられておりますが、吹奏楽部の演奏やチアリーダーのパフォーマンスについては、認められております。

大会の参加につきましては、大会期間中に参加校から感染者並びに濃厚接触者が判明した場合、その人数や保健所の指示をふまえて、当該の校長がチームの参加の可否を判断することになっております。

また、登録選手が感染者、濃厚接触者となって大会に出られなくなった場合、春の大会と同様に他の選手の登録が可能となっております。

本大会から、新たな試みとしまして、マネージャーや女子部員が試合前の守備練習に参加することが認められました。また、開会式ではベンチ入りする登録選手に加え、3年生に限り登録されなかった選手やマネージャーについても、入場行進への参加が認められました。

熱中症の対策としまして、生徒が開会式に参加する際に、ペットボトルの持ち込みを可とし、給水タイムを設けたり、式典中に生徒を座らせたりすることを行います。

以上が、第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催につきましての報告となります。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告4 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について（公開）

（山北高校教育課長説明）

報告4 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月24日提出 三重県教育委員会事務局高校教育課長 特別支援教育課長
令和5年度の三重県立高等学校入学者選抜の実施日程について報告いたします。

まず、既に前年度の2月に前期日程、後期選抜の日程等々は公表いたしております。今回、願書の受け付け期間等、その他日程が決まりましたので報告させていただきたいと思っております。

資料をご覧ください。表のところをご覧ください。

2月2日、3日に前期選抜を実施いたします。連携型中高一貫教育に係る選抜や、スポーツ特別選抜、過年度生を対象とした特別選抜も併せて実施いたします。

2月10日、前期選抜を欠席したものに対して追検査を実施いたします。2月14日は合格内定の通知日であります。2月17日には、欠席をした生徒、あるいは前期選抜で入学定員の100%を募集する高等学科についての追々検査ということで実施いたします。その内定通知は2月20日月曜日に行います。

3月9日、後期選抜を実施いたします。3月17日金曜日に合格発表を行います。

また、3月23日の後期選抜において、新型コロナウイルス感染症やその他病気などで欠席した者たちへの追検査や再募集を行います。

なお、後期選抜検査日の2週間後に追検査を実施しますので、後期選抜については、追々検査を設定しておりません。

この他、夜間定時制課程では、再募集後、合格者数が入学定員に満たなかった場合、追加募集の検査を3月29日の水曜日に実施いたします。

その後、通信制課程においては、再募集の検査を4月4日火曜日に行うことにしたいと思っております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、実施日程を改めて検討することといたします。

令和5年度高等学校入学者選抜に関する日程については以上です。

（早津特別支援教育課長）

続きまして、令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考の実施日程について報告いたします。

資料の下の部分にあります、令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程をご覧ください。

まず、特別支援学校の選考につきまして、県立高等学校の前期選抜の日と同日の2月

3日金曜日に実施します。

当日、新型コロナウイルス感染症や病気などで欠席した生徒を対象とした追選考を2月10日金曜日に行います。合格者発表は2月14日火曜日に行います。

2月に実施する選考において、一部または全てを受検しなかった者を対象に、再募集による選考を3月20日月曜日に実施します。

合格者発表は3月22日水曜日に行います。なお、再募集による選考において、病気などで欠席した生徒の追選考は、受検者の状況に応じて、適宜当該の特別支援学校において対応することとします。

欄外ですが、県立特別支援学校の受検を希望する生徒につきましては、選考、再募集のいずれの場合におきましても、1月25日水曜日までに出席を希望する学校において、必ず教育相談を受けていただくこととします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、実施日程を改めて検討することといたします。

以上が令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての説明でございます。

【質疑】

教育長

報告4はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第23号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について（非公開）

山北高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第24号 三重県総合博物館協議会委員の任免について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第25号 三重県立美術館協議会委員の任命について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言